

# C-checker 利用規約

(2024年9月27日現在)

C-checker 利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社武蔵野銀行（以下、「当行」といいます）が、提供する C-checker（以下、「本サービス」といいます）をご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

## 1. 本サービス

(1)本サービスの主な内容は以下のとおりです。

- CO2排出量及びその他温室効果ガスのCO2換算量（以下、これらを総称して「CO2換算量」といいます）の計測
- その他、当行が随時、任意で追加、変更するサービス

(2)本サービスの詳細は当行ホームページ等に記載しますので、利用者は内容を確認し、同意のうえ利用するものとします。

(3)本サービスで計測されたCO2換算量は、各種報告（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等）に利用できるものではありません。

## 2. 利用条件等

(1)利用対象者

本サービスの利用対象者は、本規定に同意した法人利用者となります。

(2)利用時間

- 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内となります。
- 利用時間内であっても、次の場合には本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。この停止に起因して生じた利用者等の不利益その他いかなる損害についても、当行は一切責任を負いません。

(ア) 本サービスの提供に必要な機器、システムの保守点検

(イ) システムの切替による設備更新

(ウ) 天災、災害による装置の故障

(エ) その他、当行が必要と判断した場合

(3)動作環境等

利用者は、パーソナルコンピューター（インターネットに接続及び閲覧可能なOS及びブラウザを備えた端末（スマートフォン等）を含みます。）を利用するものとします。また、本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン、スマートフォン、その他機器等の導入費用等については、利用者が負担するものとします。

### 3. 本人確認

- (1)本サービスのログインにより、利用者本人の有効な利用であることを確認できたものとして取扱います。
- (2)当行が前項の確認をして取扱いした場合は、不正利用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4. 本サービスの機能

- (1)本サービスでは、以下の各機能を提供します。なお、当行は本サービスの全部または一部について、ユーザーに事前に通知することなく、追加、停止、終了ならびにサービス内容及び利用条件の変更を行うことがあります。また、この変更起因してユーザーに生じた不利益、損害について、当行は一切の責任を負いません。

#### 1. CO2 換算量測定機能

- (ア) 利用者の CO2 換算量等に係る活動データを入力するための画面提供
- (イ) 活動データから算出した CO2 換算量等に関するデータの集計、分析
- (ウ) 印刷、CSV ダウンロード

### 5. 解約等

- (1)本サービスの利用者は、本サービスをいつでも解約することができるものとします。
- (2)当行は、本サービスの利用者が、本規定について重大な違反をした場合には、催告を要することなく本サービスの利用を停止し、または解約することができるものとします。
- (3)本サービスの利用者は、解約によりアカウント保有者に不利益が生じないよう配慮するものとします。なお、解約後に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

### 6. 禁止事項

- (1)本サービスの利用者は、本サービスの利用に際し、次の行為をしてはならないものとします。
  1. 本サービスに基づく権利について、譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。
  2. 本サービスのプログラム及びそれに付帯するサービスの転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為を行ってはなりません。
  3. 第三者または当行の社会的信用・名誉・財産・プライバシーなどを毀損・侵害する行為、またはその恐れのある行為。
  4. 各種法律・公序良俗・倫理に反する行為、またはその恐れのある行為。
  5. コンピューター・ウィルスなど有害なプログラムを利用または提供する行為、またはその恐れにある行為（スパム行為を含みます）。
  6. 当行または他の利用者の情報を、自己使用以外の目的に使用し、または、第三者に開示

する行為。

7. その他、当行が不適切であると判断する行為。

## 7. 免責事項

- (1)本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2)端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフ及び圏外時の利用、通信機械及びコンピューター等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合を起因して損害が発生したとしても当行は一切の責任を負いません。
- (3)本サービスの利用時間中であっても、事前に告知なく、以下の理由により本サービスの運営を停止する場合があります。この停止に起因して生じた利用者の不利益その他いかなる損害についても、当行は一切責任を負いません。
  1. システムや設備の保守、点検、修理、変更などを行う場合
  2. 火災、停電などによりシステムや設備などに障害が生じた場合
  3. 地震、噴火、洪水、津波などの天災、戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合
  4. その他、当行が必要と判断した場合
- (4)本サービスで計測された CO2 換算量及び本サービスを通じて提供するその他の情報の安全性・正確性・有用性等について保証するものではなく、当該情報に関して利用者が被った損害について当行は一切の責任を負いません。

## 8. 損害賠償

- (1)利用者は、本規約等に違反し、当行または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

## 9. 入力データの取扱い

- (1)当行は、利用者が本サービスに入力するデータ（活動データ及びこれにより計測される CO2 換算量を含みますがこれに限りません）を、無償で自由に利用（複製、複写、改変、公表その他一切の利用を含みます）できるものとします。

## 10. 個人情報の取扱い

- (1)本サービスにおいて当行が取得した利用者の個人情報については、当行が定める個人情報のお取り扱いについて（個人情報保護宣言）に則り、適正に取扱うこととします。
- (2)当行は、当行及び利用者の安全確保などのため、緊急に行動をとる必要がある場合に、利用

者の個人情報を開示することがあり、利用者はあらかじめこれに同意します。

## 11. 法人等のお客さまの情報の共同利用について

- (1) 当行は、グループ各社の専門性を活かした連携を強化することで、より付加価値の高い商品やサービスの提供を図るため、当行が定める法人顧客等情報共同利用方針に則り、情報の共同利用をおこないます。

## 12. 反社会的勢力の排除

1. ユーザーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当行は、ユーザーが反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、ユーザーに対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
4. ユーザーは、前項により当社が本契約を解除した場合、ユーザーに損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

### 13. 業務委託の承諾

- (1) 当行は、当行が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます）に業務の全部または一部を委託できるものとし、当該業務に必要な範囲内で利用者に関する情報を委託先に開示できるものとし、
- (2) 当行は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、

### 14. 本規定の変更

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、利用者の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由があると認められる場合で、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとし、

### 15. 合意管轄

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上